

安城市入札及び契約事務公表要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）に定めるもののほか、入札及び契約事務の透明性の確保のため、入札及び契約事務の公表について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 建設工事をいう。
- (2) 工事等 工事並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び監理をいう。
- (3) 業務等 工事等及び製造の請負、修繕、委託業務、賃貸借、物品購入等をいう。
- (4) インターネット インターネットを利用して閲覧に供する閲覧方法をいう。
- (5) 閲覧 あらかじめ定めた閲覧場所において閲覧に供する閲覧方法をいう（前号を除く。）。

(発注を予定する工事及び公共工事に関する調査等)

第3条 毎年度4月1日（当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあつては、予算成立の日）以後遅滞なく、当該年度に発注する予定の工事及び公共工事に関する調査等（工事に関する測量、調査（地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計をいう。以下同じ。））について、次に掲げる事項を公表する。ただし、予定価格が250万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連するもので秘密にする必要があるものを除く。

- (1) 工事及び公共工事に関する調査等の名称、場所、期間、種別及び概要
- (2) 入札及び契約の方法
- (3) 入札を行う時期（随意契約を行う場合にあつては契約を締結する時期）

2 前項の規定により公表した事項を見直し、当該事項に変更がある場合には、毎年度10月1日及び1月4日を目途に変更後の当該事項を公表する。

3 公表の期間は、当該年度の3月31日までとし、方法はインターネットとする。

(競争入札に参加する者に必要な資格)

第4条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）

第167条の5第1項に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格及び自治令第167条の11第2項に規定する指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、遅滞なく当該事項を公表する。

2 公表の期間は、当該資格が有効な日までとし、方法はインターネットとする。

第5条 自治令第167条の5の2の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定めたときは、遅滞なく当該資格を公表する。

2 公表の期間は、一般競争入札を執行する日の属する年度の翌年度末までとし、方法はインターネットとする。

（有資格者名簿）

第6条 有資格者名簿は、毎年4月1日を目途に公表する。

2 公表の期間は、当該年度の3月31日までとし、方法は、インターネットとする。

（指名基準）

第7条 業務等の指名基準は、毎年4月1日を目途に公表する。

2 公表の期間は、当該年度の3月31日までとし、方法は閲覧とする。

3 前項に規定する閲覧は、契約検査課にて行うものとする。

（指名競争入札）

第8条 指名競争入札を行う場合において、指名競争入札の通知を発したときは、遅滞なく次に掲げる事項を公表する（公共の安全と秩序の維持に密接に関連する業務等で秘密にする必要があるものを除く。）。

（1）開札予定日

（2）案件名称

（3）予定価格（市長が必要と認めるものに限る。）

2 公表は、インターネットとする。インターネットによらない場合は、指名競争入札通知書の写しによるものとし、方法は閲覧とする。

3 公表の期間は、開札予定日までとする。

（入札結果）

第9条 一般競争入札により入札を執行したときは、入札事務の整理後遅滞なく次に掲げる事項を公表する。

（1）入札執行日

（2）案件名称

- (3) 入札業者名、入札金額及び落札金額
- (4) 入札に参加させなかった業者名及びその理由

2 前条により公表した指名競争入札を執行したときは、入札事務の整理後遅滞なく次に掲げる事項を公表する。

- (1) 入札執行日
- (2) 案件名称
- (3) 入札業者名、入札金額及び落札金額
- (4) 入札辞退業者

3 公表の期間は、入札を執行した日の属する年度の翌年度末が該当する年度から5年間とし、方法はインターネットとする。

(契約内容等)

第10条 前条により公表した工事の契約を締結したときは、次に掲げる事項を遅滞なく公表する。

- (1) 契約業者名及び住所
- (2) 工事の名称、場所、工期、種別及び概要
- (3) 指名基準（指名競争入札の場合）
- (4) 指名理由（指名競争入札の場合）
- (5) 契約金額
- (6) 予定価格

2 前項により公表した工事において契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、変更契約締結後遅滞なく変更内容及び変更理由を公表する。

3 公表の期間は、入札を執行した日の属する年度の翌年度末が該当する年度から5年間とし、方法は閲覧とする。

4 前項に規定する閲覧は、業務等担当課窓口にて行うものとする。

(随意契約)

第11条 工事について随意契約の方法により契約を締結したときは、遅滞なく見積結果及び契約内容を公表する（公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事等で秘密にする必要があるものを除く。）。

2 見積結果は、見積執行の結果及び経過を記載した書面により次に掲げる事項を公表する。

- (1) 見積執行日
- (2) 工事等の名称

(3) 見積業者名及び見積金額

3 契約内容は、次に掲げる事項を公表する。

(1) 契約業者名及び住所

(2) 工事の名称、場所、工期、種別及び概要

(3) 随意契約理由

(4) 契約金額

(5) 予定価格

4 前項により公表した工事において契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、変更契約締結後遅滞なく変更内容及び変更理由を公表する。

5 公表の期間は、見積りを執行した日の属する年度の翌年度末が該当する年度から5年間とし、方法は閲覧とする。

6 前項に規定する閲覧は、業務等担当課窓口にて行うものとする。

第12条 工事に係る測量、調査、設計及び監理、並びに製造の請負、修繕、委託業務、賃貸借、物品購入等について随意契約の方法により契約を締結したときは、見積結果を公表する（公共の安全と秩序の維持に密接に関連する業務等で秘密にする必要があるものを除く。）。

2 見積結果は、見積執行の結果及び経過を記載した書面により次に掲げる事項を公表する。

(1) 見積執行日

(2) 業務等の名称

(3) 見積業者名及び見積金額

3 前項の規定による公表は、業務等担当課窓口にて閲覧により行うものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、あいち電子調達共同システム（物品等）で公開見積競争（オープンカウンタ）を行ったときは、見積事務の整理後遅滞なく次に掲げる事項を公表する。

(1) 案件番号

(2) 案件名称

(3) 発注所属

(4) 納入場所

(5) 開札結果登録日

(6) 落札者

(7) 落札金額

- 5 前項の規定による公表は、インターネットにより行う。
- 6 公表の期間は、見積りを執行した日の属する年度の翌年度末が該当する年度から5年間とする。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第9条の規定は、平成16年4月1日以後に執行される指名競争入札について適用し、同日前に執行された指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。ただし、同日以降に執行される案件について適用し、同日前に執行された案件については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。ただし、同日以降に執行される案件について適用し、同日前に執行された案件については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。